

令和 7 年度

宇部市中心市街地建物リノベーション事業補助金 事務実施要領

<募集期間（予定）>

1 次募集 令和 7 年 5 月 12 日(月)～令和 7 年 6 月 30 日(月)

2 次募集 令和 7 年 8 月 11 日(月)～令和 7 年 9 月 30 日(火)

3 次募集 令和 7 年 11 月 10 日(月)～令和 7 年 12 月 26 日(金)

<受付・問い合わせ先>

宇部市 都市政策部 中心市街地活性化推進課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号

TEL 0836-34-8468

FAX 0836-22-6049

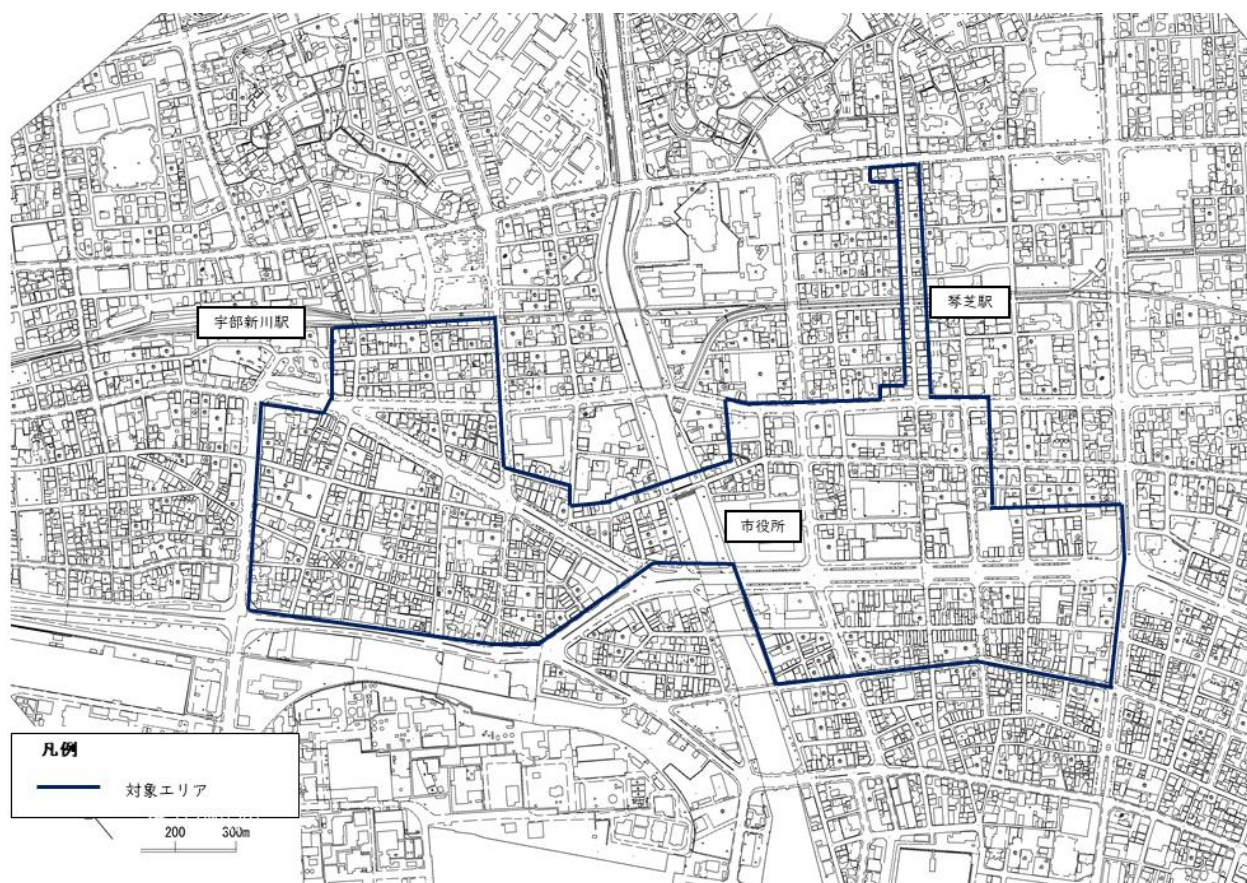
MAIL nigiwai@city.ube.yamaguchi.jp

宇部市中心市街地建物リノベーション事業実施要領

1 趣旨

本市では、中心市街地の空き物件の再生に必要な改修に要する経費に対し、予算の範囲内において、宇部市中心市街地建物リノベーション事業補助金を交付しています。この制度は、空き物件の有効利用を通して、中心市街地に必要な商業機能などの都市機能の誘導・維持を図り、にぎわいの創出を図ることを目的としています。

2 対象エリア



3 補助対象事業

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、次に定める業種とします。なお、複数の事業の申請をすることも可能です。

補助対象事業となる業種	例
宿泊・飲食・商業施設	各種飲食店、各種小売店など
生活関連サービス店	理美容店、公衆浴場、娯楽業など

医療福祉施設	病院、診療所、介護施設など
子育て支援施設	保育所、児童養護施設など
教育・学習施設	学習塾、図書館など
事務所・オフィス	各種事務所、オフィスなど

※小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業・娯楽業など来街機会の創出に寄与し集客が見込まれるもの

※医療、福祉、子育て、教育関係の施設として使用するもの

※事務所・オフィスとして使用するもの

2 上記のうち、次に掲げる条件をすべて満たす事業が補助金の申請対象です。

- (1) 対象エリア内において、所有する空き物件で事業を行うこと又は空き物件を借り受けて事業を行うこと。ただし、物件を借り受けて事業を行う者は、貸主と同一世帯又は生計を一にする者、貸主の配偶者又は1親等の血族及び姻族でないこととする
- (2) 原則3年以上、申請した内容に基づき事業を継続すること
- (3) 週5日以上かつ午前10時から午後6時までの時間帯に3時間以上の営業を行うこと
- (4) 物件の外装工事については景観に配慮し、必要に応じて宇部市と協議すること
- (5) 市内業者が改修工事等を行うこと
- (6) 補助対象経費の3割以上の自己資金を持つこと
- (7) 事業開始日から起算して36か月経過するまでの間、原則6か月ごとに実施状況報告書（様式第20号）を市長に提出すること
- (8) 事業開始日から起算して36か月経過するまでの間、原則毎年度末ごとに、個人事業主の場合は確定申告書の写し、法人の場合は決算書を市長に提出すること

4 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 市税の滞納がないこと
- (2) 賃貸借物件にあつては、物件をリノベーションすることについて貸主の同意を得ていること
- (3) 転貸借物件にあつては、物件をリノベーションすることについて貸主及び転貸人の同意を得ていること
- (4) 補助金の交付決定通知書及び交付変更決定通知書を受ける前に改修工事等を開始しないこと
- (5) 補助金を申請した年度内にリノベーションを完成させ、事業を開始できること
- (6) 宇部市暴力団排除条例（平成23年宇部市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団員密接関係者でないこと

5 補助金の種類・補助率及び補助額

補助金の種類は次に掲げるとおりです。ただし、賃借料補助金のみの申請はできません。

- (1) 改修費補助金

(2) 賃借料補助金

補助金の種類	補助対象経費	補助率	上限額	補助期間
改修費補助金	外装工事費、内装工事費、給排水衛生設備工事費、空調設備工事費、サイン工事費、電気・照明工事費及び設計費 ※建物部分にかかる工事 ※消費税及び地方消費税を除く。	1 / 2	1 5 0 万円	初年度のみ 1 回
賃借料補助金	賃借料 (消費税、共益費、手数料等を除く。)	1 / 2	3 万円/月 (合計 3 0 万円まで)	事業を開始した月から 起算して最大 1 2 か月

※賃借料補助金で年度を跨ぐものは、年度単位で申請が必要です。

6 提出書類

- (1) 交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 建物の位置図
- (4) 建物の登記事項証明書（全部事項）（発行日が 3 か月以内のもの）又は登記事項証明書に代わる所有が確認できる書類
- (5) 工事費等の見積書（2 者以上）の写し。ただし、2 0 万円以下の見積書は 1 者のみでよい
- (6) 建物平面図（工事の施工内容が分かるもの）
- (7) 工事前の写真
- (8) 市税の「滞納が無いことを証する証明」※納税証明書の原本（発行日が 1 か月以内のもの）
- (9) 履歴事項全部証明書又は住民票（発行日が 3 か月以内のもの）
- (10) 誓約書（様式第 1 7 号）
- (11) 決算書等（法人の場合）
- (12) 確定申告書等（個人の場合）
- (13) 自己資金額が確認できるもの
- (14) その他市長が必要と認める書類

7 申請スケジュール

- 1 提出書類に基づき、対面で審査会を実施します。（年 3 回予定）
審査基準に基づき審査し、得点の高い者から予算の範囲内で補助事業者を決定します。

2 スケジュール

	申請期間	審査会	交付決定
1次募集	令和7年5月12日(月)～6月30日(月)	7月中旬	7月下旬
2次募集	令和7年8月11日(月)～9月30日(火)	10月中旬	10月下旬
3次募集	令和7年11月10日(月)～12月26日(金)	1月中旬	1月下旬

※交付決定後は、直ちに賃貸借契約書の写し又は転貸借契約書の写し、及び同意書（賃貸借物件の場合は様式第18号、転貸借物件の場合は様式第19号）を提出ください。

※1次募集の交付決定の状況によっては、2次募集・3次募集を行わない場合があります。

8 留意事項

- (1) 補助金は、補助事業完了後（賃借料補助金は年度単位）、実績報告書を提出いただいた後に交付します。実績報告書は、事業完了後30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに提出してください。
- (2) 申請内容を変更しようとする場合、又は補助対象工事を中止しようとする場合は、事前に定められた書面を提出し、承認を得てください。
- (3) 当該補助金交付要綱に違反したとき、虚偽の申請若しくは不正行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき及び法令に違反した時は、交付決定の取消し又は補助金を返還していただきます。
- (4) 補助金の交付申請を行っても、審査会の結果によっては不交付となる場合があります。なお、不交付となった場合でも、申請書提出に要した諸費用、契約金等は申請者の負担となります。
- (5) 提出いただいた書類は、宇部市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。ただし、法人または個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあると認められるものは非開示となります。

9 担当部署

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市 都市政策部 中心市街地活性化推進課（本庁舎4階）
TEL：0836-34-8468 FAX：0836-22-6049
Mail：nigiwai@city.ube.yamaguchi.jp